

佐賀県浄化槽事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号。以下「法」という。）及び建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他の法令の規定により、佐賀県内（佐賀市を除く）に設置された、又は今後設置される浄化槽について、その設置及び維持管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置等の届出)

第2条 浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更をしようとする者（以下「設置者」という。）は、法第 5 条第 1 項に基づき、その浄化槽について工事に着手する前に、浄化槽設置届出書（共同省令様式第 1 号）又は浄化槽変更届出書（共同省令様式第 2 号）に、別表 1 に掲げる添付書類（変更届出書の場合は変更に関係する書類）を添付のうえ、浄化槽の設置場所を管轄する保健福祉事務所に 2 部提出すること。

(届出書の審査)

第3条 保健福祉事務所長は、前条の届出の提出があった場合は、記載事項及び添付書類に不備がないことを確認して受理し、受領印を押し受付番号を付した届出の 1 部を受付済証として設置者に返却すること。なお、受付番号については、次のとおりとする。

0 0 1 0 1 0 0 1

a b c

a : 市町番号(事務処理要領別紙)

b : 年度（西暦下 2 桁）

c : 届出番号

2 保健福祉事務所長は、届出を審査し、設置又は変更の計画において保守点検及び清掃その他生活環境の保全及び公衆衛生上の観点から改善の必要があると認めたときは、届出を受理した日から 21 日（法第 13 条第 1 項又は第 2 項の規定により認定を受けた型式に係る浄化槽（以下「型式認定浄化槽」という。）にあっては 10 日）以内に限り、届出をした者に対して必要な指導又は(設置・変更)計画の改善勧告を行うこと。

3 特定行政庁（建築基準法第 2 条第 35 項：建築主事を置く市町の区域については当該市町の長をいい、その他の市町の区域については県知事をいう）は、審査の結果必要と認めるときは前項の期間内に限り計画の変更又は廃止の命令を行うこと。

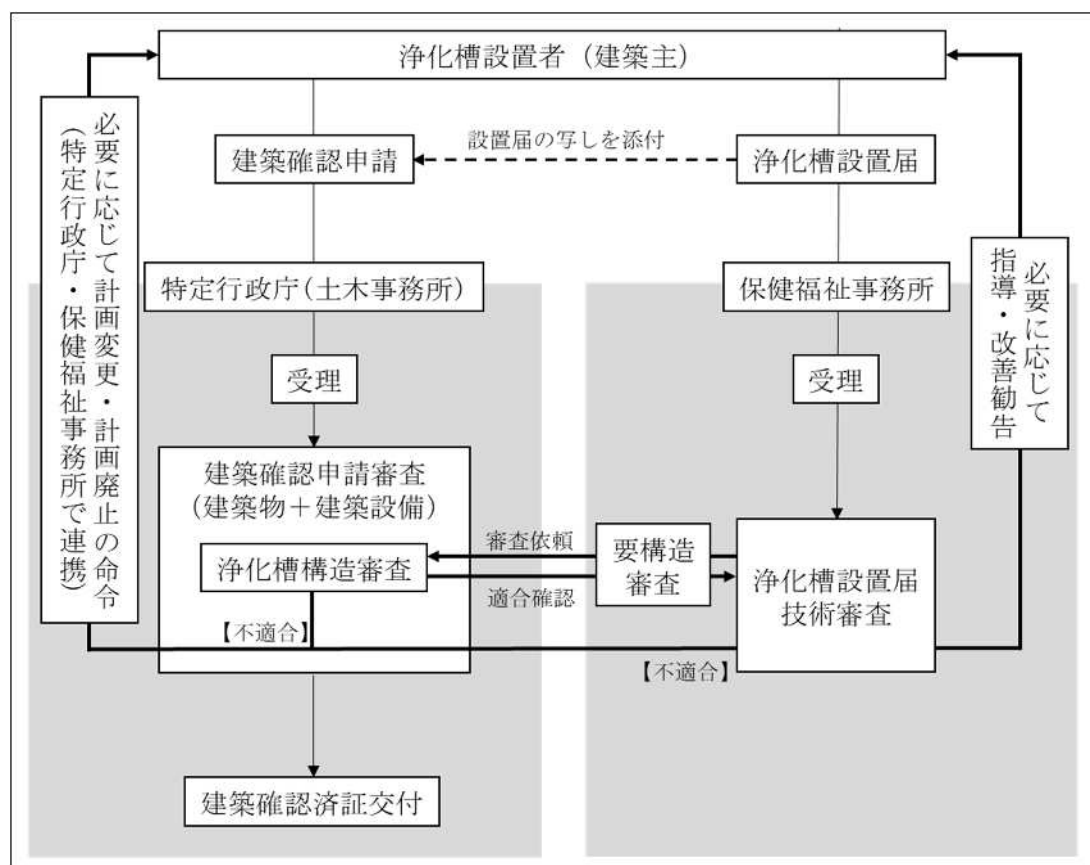
(建築確認申請等に伴う事務取扱い)

第4条 設置者は、建築基準法第 6 条第 1 項に基づく建築等の確認申請又は同法第 18 条第 2 項に基づく建築等の計画通知を必要とする場合には、あらかじめ保健福祉事務所長から浄化槽設置届出書又は変更届出書の 1 部を受付済証として交付を受け、

その写しを建築確認申請書又は建築計画通知書に添付して建築主事に提出すること。

- 2 設置者は、指定確認検査機関に建築等の確認申請を行った場合には、前項の規定にかかわらず、浄化槽設置後の適正な維持管理の確認のため使用開始報告書提出時までに、浄化槽設置届出書に準じた届出書に別表 1 に定める 6 から 9 までの書類を添付して、浄化槽の設置場所を管轄する保健福祉事務所に提出すること。

< 建築確認申請が必要な場合の事務フロー >



（公共浄化槽設置計画の協議申出等の事務取扱い）

第5条 公共浄化槽を設置しようとする市町長は、法第 12 条の 5 第 4 項に基づき、公共浄化槽設置計画協議申出書（事務処理要領様式第 2 号の 2）に別表 1 に定める添付書類を添付したものを 2 部、浄化槽の設置場所を管轄する保健福祉事務所に提出すること。なお、協議申出書は原則、着工予定日の 21 日（型式認定浄化槽にあっては 10 日）前までに提出すること。

- 2 公共浄化槽の設置計画を変更しようとする場合、市町長は公共浄化槽設置計画変更協議申出書（事務処理要領様式第 2 号の 3）に別表 1 に定める添付書類のうち変更に関係する書類を添付したものを 2 部、浄化槽の設置場所を管轄する保健福祉事務所に提出すること。

- 3 協議申出の際に浄化槽の種類を未定として提出した場合であって、使用予定である浄化槽の機種一覧を保健福祉事務所に事前に書面で説明し了承を得た場合に限り、

市町長はそれが決定した際には前項の規定によらず、第 11 条に規定する報告書を提出すること。

4 保健福祉事務所長は、協議申出書の受理を第 3 条第 1 項に準じて行うこと。

5 保健福祉事務所長は、協議申出を審査し、内容が相当であると認めた場合は、事務処理様式第 2 号の 2 又は第 2 号の 3 の右欄により同意書を発出すること。

(工事の検査)

第 6 条 保健福祉事務所長は、必要に応じ、建築主事と協議のうえ工事の中間検査又は竣工検査を実施し、工事不良の浄化槽については設置者又は浄化槽工事業者に対して必要な指導を行うこと。

(使用開始報告)

第 7 条 浄化槽管理者は、浄化槽の使用を開始したときは、法第 10 条の 2 第 1 項に基づき、浄化槽使用開始の日から 30 日以内に、別表 2 に掲げる関係書類を添付した浄化槽使用開始報告書（細則様式第 1 号）を浄化槽の設置場所を管轄する保健福祉事務所長に提出すること。

2 浄化槽管理者は、使用開始時に設置届出書、公共浄化槽設置計画協議申出書、変更届出書又は公共浄化槽設置計画変更協議申出書に記載の浄化槽設置場所の住居表示が合筆等で変更された場合又は浄化槽管理者住所が変更された場合は前項に合わせて報告すること。

(技術管理者の変更)

第 8 条 浄化槽管理者は、技術管理者を変更したときは、法第 10 条の 2 第 2 項に基づき、変更の日から 30 日以内に技術管理者変更報告書（細則様式第 2 号）に別表 3 に掲げる関係書類を添付し、浄化槽の設置場所を管轄する保健福祉事務所長に提出すること。

(浄化槽管理者の変更)

第 9 条 浄化槽管理者は、浄化槽管理者に変更を生じたときは、法第 10 条の 2 第 3 項に基づき、変更の日から 30 日以内に別表 4 に掲げる関係書類を添付した浄化槽管理者変更報告書（細則様式第 3 号）を浄化槽の設置場所を管轄する保健福祉事務所長に提出すること。

(浄化槽の休止又は再開)

第 10 条 浄化槽管理者は、法第 11 条の 2 第 1 項に基づき、浄化槽の使用の休止にあたって当該浄化槽の清掃をしたときは、清掃の記録（浄化槽清掃報告書の写し）を添付した浄化槽使用休止届出書（規則様式第 1 号）を保健福祉事務所長へ提出すること。

2 浄化槽管理者は、使用休止の届出に係る浄化槽の使用を再開したとき又は当該浄

化槽の使用が再開されていることを知ったときは、法第 11 条の 2 第 2 項に基づき、当該浄化槽の使用を再開した日又は当該浄化槽の使用が再開されていることを知った日から 30 日以内に、浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との委託契約書の写しを添付した浄化槽使用再開届出書（規則様式第 1 号の 2）を保健福祉事務所長へ提出すること。

（浄化槽に関する報告書）

第 11 条 浄化槽設置届出書等を提出後、次に掲げる事態が生じた場合、浄化槽設置者又は浄化槽管理者は速やかに別表 5 に掲げる関係書類を添付した浄化槽に関する報告書（事務処理要領様式第 3 号）を浄化槽の設置場所を管轄する保健福祉事務所長に提出すること。

- (1) 設置者が、浄化槽設置届出書又は公共浄化槽設置計画協議申出書を提出後、当該浄化槽を設置するまでに取りやめる場合
- (2) 浄化槽設置届出書又は変更届出書の記載事項（設置者住所、設置場所の地名地番、浄化槽管理者住所、放流先、浄化槽工事業者、浄化槽保守点検業者、浄化槽清掃業者、建物の用途、延べ面積、配管等）に変更が生じた場合（第 2 条に基づき届出された変更並びに第 7 条第 2 項、第 8 条及び第 9 条に基づき報告された変更を除く。）
- (3) 公共浄化槽設置計画協議申出書又は変更協議申出書の記載事項（設置者住所、設置場所の地名地番、浄化槽管理者住所、放流先、浄化槽工事業者、浄化槽保守点検業者、浄化槽清掃業者、建物の用途、延べ面積、配管等）に変更が生じた場合（第 5 条第 2 項により協議する事項並びに第 7 条第 2 項、第 8 条及び第 9 条に基づき報告された変更を除く）又は第 5 条第 3 項に基づく報告を行う場合

（浄化槽の廃止）

第 12 条 浄化槽管理者は、浄化槽を廃止したときは、法第 11 条の 3 に基づき、廃止の日から 30 日以内に浄化槽清掃報告書の写しを添付した浄化槽使用廃止届（規則様式第 1 号の 3）を浄化槽の設置場所を管轄する保健福祉事務所長に提出すること。

2 浄化槽保守点検業者、浄化槽清掃業者及び指定検査機関は、浄化槽の保守点検、清掃及び法定検査業務の中で、廃止の可能性がある浄化槽を覚知した場合は、浄化槽管理者に浄化槽使用廃止届の提出が必要の旨を助言するとともに、浄化槽の設置場所を管轄する保健福祉事務所長に浄化槽廃止確認報告書（事務処理要領様式第 4 号）により報告すること。

3 保健福祉事務所長は、第 1 項の浄化槽廃止届が未提出の場合は、当該浄化槽管理者へ速やかに浄化槽廃止届を提出するよう指導すること。また、当該浄化槽が未清掃の場合、併せて清掃実施について指導すること。

（関係機関への通知）

第 13 条 保健福祉事務所長は、浄化槽の設置届、変更届、使用廃止届、使用開始報

告等各種届出書等の提出状況（事務処理要領様式第5号）を1か月毎にとりまとめ、翌月10日までに下水道課長及び指定検査機関へ通知すること。

- 2 保健福祉事務所長は、浄化槽の設置届、変更届、使用廃止届、使用開始報告等各種届出書等の提出状況（事務処理要領様式第5号）のうち、市町が必要とするものについて、市町と協議した期間ごとにとりまとめ、市町長へ通知すること。

（浄化槽設置者講習会）

第14条 浄化槽を設置しようとする者は、次のいずれかに該当する者に対して、第2条に定める浄化槽設置届出書を提出する前に、浄化槽設置者講習会を受講させること。

- ① 個人用住宅にあつては、浄化槽設置者本人又は同居する成人
- ② 集合住宅にあつては、集合住宅の家主又は浄化槽の管理について権原を有する者（法人にあつては従業員を含む。）
- ③ 事業所にあつては、浄化槽を使用する事業所で浄化槽管理を担当する従業員

- 2 新たに浄化槽管理者となる者は、第9条に定める浄化槽管理者変更報告書を提出する前に、浄化槽設置者講習会を受講すること。ただし、過去に受講済であり、浄化槽設置者講習会の受講済証を提出できる場合又は同居の家族間の変更で、変更後の管理者が浄化槽の維持管理についての知識がある場合（ただし、成人に限る）にあつてはその限りではない。

附 則

この要領は、令和6年7月1日から施行する。

附 則（令和7年3月24日下水道第2017号）

この要領は、令和7年7月1日から施行する。

別表 1 設置届等に関する添付書類

	添付書類	備考
1	・ 建築物の敷地内配置図及び周辺図 ・ 各階平面図 ・ 求積計算図（人槽算定で面積計算する場合）	・ 各寸法を記入すること ・ 井戸及び地下式貯水槽がある場合は、その位置と浄化槽までの距離を記入すること ・ 放流先が分かる図面を添付すること。
2	・ 屋内外排水配管図	・ 埋設・露出配管の区別が分かるように記入すること ・ 汚水柵と雨水柵の区別が分かるように記入すること
3	・ 浄化槽構造図	
4	・ 設計計算書	・ 型式認定浄化槽にあっては、その浄化槽の型式認定における処理対象人員が不特定の場合
5-1	・ 建築基準法第 68 条の 10 第 1 項に基づく型式適合認定書の写し ・ 浄化槽法第 13 条（又は第 16 条）に基づく型式認定書の写し	・ 型式認定浄化槽の場合。
5-2	・ 処理工程図 ・ 仕様書（容量計算、配筋計算、配筋シーケンス図、浄化槽（現場打）構造関係チェックリスト（事務処理要領様式第 1 号））	・ 型式認定を受けていない浄化槽の場合
5-3	・ 基準法第 68 条の 26 第 1 項に基づく認定書	・ 国土交通大臣が定めた構造方法(昭和 55 年建設省告示第 1292 号)以外の構造方法の浄化槽で建築基準法施行令第 35 条第 1 項の規定に適合する旨の認定を必要とする浄化槽の場合
6	・ 法第 7 条に基づく浄化槽設置状況検査依頼受付済証	
7	・ 浄化槽の設置又は管理に関する誓約書（事務処理要領様式第 2 号）	

	添付書類	備考
8	・ 浄化槽保守点検業者との委託契約書の写し又はそれに相当するもの	
9	・ 浄化槽清掃業者との委託契約書の写し又はそれに相当するもの	
10	・ 浄化槽設置者講習会の受講済証の写し ・ (やむを得ず設置届出書提出までに受講できない場合)浄化槽使用開始報告書提出までに浄化槽設置者講習会を受講する旨の誓約書	受講対象者は、受講を希望する者又は浄化槽の設置を予定している者若しくは新たに浄化槽管理者となる者で、次のとおりとする。 ① 個人用住宅 …浄化槽設置者(管理者)本人又は同居する成人 ② 集合住宅 …集合住宅の家主、浄化槽の管理について権原を有する者(法人にあっては従業員を含む。) ③ 事業所 …浄化槽を使用する事業所で浄化槽管理を担当する従業員
11	・ 処理対象人員が 501 人以上で技術管理者を置かなければならない場合は、次に掲げる関係書類(①及び②又は③) ① 浄化槽管理士免状の写し ② 処理対象人員が 501 人以上の規模の浄化槽の保守点検及び清掃に関する技術上の業務に関し 2 年以上実務に従事した(浄化槽の保守点検と清掃の実務経験を合わせたもの)旨を証する書類 ③ 浄化槽技術管理者講習会修了証の写し(ただし、技術管理者が決まっていない場合は、浄化槽の使用開始報告時に添付)	②の場合、浄化槽技術管理者講習会を受講することが望ましい。
12	・ 屋内配管の維持管理についての確認書(事務処理要領様式第 6 号)	屋内(床下)配管を採用する場合

	添付書類	備考
13	・ ただし書き適用に関する誓約書 ・ ただし書き適用に関するチェックリスト	ただし書きの取扱い通知（平成26年3月20日付け下水道第935号）の適用を受ける場合
12	・ その他保健福祉事務所長が必要と認める書類	

別表 2 使用開始報告に関する添付書類

	添付書類
1	・ 使用開始直前の保守点検記録
2	・ 浄化槽工事チェックリスト（設置基準様式第1号）
3	・ 工事写真 次の工程毎に、工事名、撮影年月日、浄化槽の名称等を記入した黒板及び測量ポール等状況を示す道具と一緒に撮影したもの。ただし、市町設置型の認定浄化槽であって、市町が施工管理を行っている場合は省略することができる。 ① 浄化槽設備士が実施に監督していることを示す写真 ② 浄化槽本体（プレートなど型式がわかるもの） ③ 基礎工事（栗石地業、配筋及びコンクリート）の状況を示す写真 ④ 本体据付時の写真（水張りを行い水平を保ちつつ埋め戻し水締め及び突き固めを行っている状況を示しているもの） ⑤ 上部スラブ工事（配筋及びコンクリート）の状況を示す写真 ⑥ 耐圧版等の補強及び嵩上げが必要な場合はその状況を示す写真 ⑦ ブロワの設置状況（基礎と地盤の高さがわかるもの）の写真
4	・ 技術管理者を要する浄化槽の設置届出時に技術管理者に関する書類を添付していない場合は、次に掲げる関係書類（①及び②又は③） ① 浄化槽管理士免状の写し ② 処理対象人員が501人以上の規模の浄化槽の保守点検及び清掃に関する技術上の業務に関し2年以上実務に従事した（浄化槽の保守点検と清掃の実務経験を合わせたもの）旨を証する書類 ③ 浄化槽技術管理者講習会修了証の写し
5	・ 設置届出時に浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との委託契約書の写しを添付していない場合は、委託契約書の写し
	・ 設置届出時に浄化槽設置者講習会の受講済証の代わりに誓約書を添付していた場合は、浄化槽設置者講習会の受講済証の写し
6	・ その他保健福祉事務所長が必要と認める書類

別表 3 技術管理者の変更に係る添付書類

	添付書類	
1	・ 浄化槽管理士免状の写し	
2-1	・ 処理対象人員が 501 人以上の規模の浄化槽の保守点検及び清掃に関する技術上の業務に関し 2 年以上実務に従事した（浄化槽の保守点検と清掃の実務経験を合わせたもの）旨を証する書類	2-1 又は 2-2 を添付すること
2-2	・ 浄化槽技術管理者講習会修了証の写し	2-1 又は 2-2 を添付すること

別表 4 浄化槽管理者の変更に係る添付書類

	添付書類	備考
1	・ 浄化槽保守点検業者との委託契約書の写し	同居の家族間の変更で、法定検査等で適正に保守点検されていることが確認できる場合、省略することができる。
2	・ 浄化槽清掃業者との委託契約書の写し	同居の家族間の変更で、法定検査等で適正に清掃されていることが確認できる場合、省略することができる。
3	・ 浄化槽設置者講習会の受講済証書の写し又は浄化槽設置者講習会を受講する旨の誓約書	同居の家族間の変更で、変更後の管理者が浄化槽の維持管理についての知識がある場合、省略することができる。
4	・ 浄化槽の設置又は管理に関する誓約書（事務処理要領様式第 2 号）	

別表 5 浄化槽に関する報告書に関する添付書類

	添付書類	備考
1	・ 浄化槽保守点検業者との委託契約書の写し	浄化槽保守点検業者を変更した場合
2	・ 浄化槽清掃業者との委託契約書の写し	浄化槽清掃業者を変更した場合
3	・ 変更に係る図面	延べ面積、配管等を変更した場合
4	・ 変更に係る資料	公共浄化槽協議申出書に係る変更の場合

	添付書類	備考
5	・ その他保健福祉事務所長が必要と認める書類	

平成20年4月1日現在

a : 市町村番号
b : 年度 (西暦下 2 桁)
c : 届番号

	H 2 0 ～	
	番号	市町村名
1	201	佐賀市
2	202	唐津市
3	203	鳥栖市
4	204	多久市
5	205	伊万里市
6	206	武雄市
7	207	鹿島市
8	208	小城市
9	209	嬉野市
10	210	神埼市
11	327	吉野ヶ里町
12	341	基山町
13	345	上峰町
14	346	みやき町
15	387	玄海町
16	401	有田町
17	423	大町町
18	424	江北町
19	425	白石町
20	441	太良町